

令和6年度物価高騰対応重点地方創生臨時交付金 完了実績報告

No.	交付対象事業 の名称	A (単位：千円)			【実績】 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	成果目標 (可能な限り定量的 指標を設定)	地域住民への周知 方法 (HP、広報紙 など)	成果及び評価 ①成果・効果 ②成果・効果の測定方法 ③評価	課題及び今後の方向性 ①事業の課題 ②今後の方向性
		総事業費	B 交付金充当 経費	C その他 (一般財源や 県補助等)							
		1,331,315	1,237,795	83,170							
1	横手市臨時特別給付金	12,927	12,927	-	①物価高が続く中で低所得の方々の生活維持を支援するため臨時特別給付金を給付した。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③ (給付費) 182世帯×70,000円＝12,740,000円 (事務費) ・報酬 144,000円【会計年度任用職員報酬】 ・共済費 15,216円【社会保険料(会計年度任用職員)】 ・旅費 6,800円【費用弁償(会計年度任用職員)】 ・役務費 21,268円【通信運搬費】8,838円【手数料】12,430円 ④R5年度分の住民税非課税世帯 8,892世帯のうちR6年度支給 182世帯	R6.2	R6.5	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	市HP、市報、対象世帯へ通知送付	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯10万円の給付金を支給した。 給付総世帯数 8,892世帯 給付総額 622,440,000円 ②－ ③－	①効果的な支援を行うためには、支援が必要な世帯に対し迅速に支援が届くようにすることが必要である。また生活の安定を図るために継続的な支援が求められる。 ②令和6年度非課税世帯に対し新たに3万円を給付する。
2-1	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	116,932	116,932	-	①物価高が続く中で低所得の方々の生活維持を支援するため臨時特別給付金を給付した。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③ (給付費) (548世帯+583世帯)×100,000円=113,100,000円 (事務費) ・報酬 1,841,640円【会計年度任用職員報酬】 ・職員手当 689,656円【期末手当】384,831円、【勤勉手当】304,825円 ・共済費 385,209円【職員共済組合負担金(会計年度任用職員)】129,485円、【社会保険料(会計年度任用職員)】255,724円 ・旅費 86,200円【費用弁償(会計年度任用職員)】 ・需用費 203,392円【消耗品費】140,032円、【印刷製本費】63,360円 ・役務費 571,408円【通信運搬費】441,388円、【手数料】130,020円 ・使用料及び賃借料 55,000円 ④令和6年度非課税化世帯 548世帯 令和6年度均等割のみ課税化世帯 583世帯	R6.8	R7.3	対象世帯に対して令和6年8月までに支給を開始する	市HP、市報、対象世帯へ通知送付	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯10万円の給付金を支給した。 給付世帯数 1,131世帯 給付総額 113,100,000円 ②－ ③－	①効果的な支援を行うためには、支援が必要な世帯に対し迅速に支援が届くようにすることが必要である。また生活の安定を図るために継続的な支援が求められる。 ②令和6年度非課税世帯に対し新たに3万円を給付する。
2-2	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業(こども加算分)	10,513	10,513	-	①物価高が続く中で低所得の方々の生活維持を支援するため臨時特別給付金を給付した。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③ (給付費) 210人×50千円 (事務費) ・役務費 13,420円【手数料】13,420円 ④令和6年度非課税化世帯給付対象児童 210人	R6.8	R7.3	対象世帯に対して令和6年8月までに支給を開始する	市HP、市報、対象世帯へ通知送付	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、こども一人につき5万円の給付金を支給した。 給付児童総数 210人 給付総額 10,500,000円 ②－ ③－	①効果的な支援を行うためには、支援が必要な世帯に対し迅速に支援が届くようにすることが必要である。また生活の安定を図るために継続的な支援が求められる。 ②令和6年度非課税世帯に対する3万円の給付に加え18歳未満の児童一人につき2万円を給付する。
2-3	・定額減税調整給付金給付事業	764,522	764,522	-	①物価高騰の影響を緩和し生活を支援するため、定額減税額が令和6年分推計所得税額及び令和6年度分個人市民税・県民税所得割額を上回る方に対し、上回った額の合計を1万円単位で切り上げた額を支給した。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③ (給付費) 17,822人 749,620,000円 (事務費) ・報酬 508,096円【会計年度任用職員報酬】 ・需用費 92,769円【消耗品費】92,769円 ・役務費 4,933,402円【通信運搬費】2,965,502、【手数料】1,967,000円 ・委託料 8,365,170円 ・使用料及び賃借料 1,003,200円 ④対象者数(扶養親族等含む) 31,993人 納税義務者数(扶養親族等含まない) 17,822人	R6.8	R7.3	対象世帯に対して令和6年8月までに支給を開始する	市HP、市報、対象者へ通知送付	①定額減税額が令和6年分推計所得税額及び令和6年度分個人市民税・県民税所得割額を上回る方に対し、上回った額の合計を1万円単位で切り上げた額を支給した。 給付対象総数 17,822人 給付総額 749,620,000円 ②－ ③－	①効果的な支援を行うためには、支援が必要な納税者に対し迅速に支援が届くようにすることが必要である。 ②令和6年中の所得確定等により調整給付金に不足が生じた方に令和7年8月までに不足額の給付を開始する。

No.	交付対象事業の名称	A (単位：千円)			【実績】 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	成果目標 (可能な限り定量的指標を設定)	地域住民への周知 方法(HP、広報紙 など)	成果及び評価 ①成果・効果 ②成果・効果の測定方法 ③評価	課題及び今後の方向性 ①事業の課題 ②今後の方向性
		総事業費	B 交付金充当 経費	C その他 (一般財源や 県補助等)							
7	・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業(令和6年度国補正分) ・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業(令和6年度国補正子ども加算分)	273,003	273,003	-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 8,507世帯×30千円、子ども加算 541人×20千円 事務費 6,973千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(8,507世帯)	R7.2	R7.11	対象世帯に対して令和7年3月までに支給を開始する	市HP、市報、対象者へ通知送付	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、1世帯3万円、こども一人につき2万円の給付金を支給した。 給付総世帯数 8,507世帯、給付児童総数 541人 給付総額 10,500,000円 ②－ ③－	①効果的な支援を行うためには、支援が必要な世帯に対し迅速に支援が届くようにすることが必要である。また生活の安定を図るために継続的な支援が求められる。 ②令和6年度非課税世帯に対する3万円の給付に加え18歳未満の児童一人につき2万円を給付する。
9	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業(令和6年度国補正分)(扶養親族等のみ世帯分)	28,770	18,420	-	①物価高が続く中で低所得世帯(扶養親族等のみ世帯)への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯(扶養親族等のみ世帯)への給付金 ③令和6年度分の住民税非課税世帯(扶養親族等のみ世帯) 959世帯×30千円 ④低所得世帯等の給付対象世帯(扶養親族等のみ世帯) 959世帯	R7.2	R7.3	対象世帯に対して令和7年3月までに支給を開始する	市HP、市報、対象者へ通知送付	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(扶養親族等のみ世帯)に対し、1世帯3万円の給付金を支給した。 給付総世帯数 959世帯 給付総額 28,770,000円 ②－ ③－	①効果的な支援を行うためには、支援が必要な世帯に対し迅速に支援が届くようにすることが必要である。また生活の安定を図るために継続的な支援が求められる。 ②令和6年度非課税世帯に対し3万円を給付する。
12	あったか灯油助成事業	38,047	14,520	23,527	①物価高騰等の影響を受けている低所得者世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等を対象に灯油購入費を助成した。 ②住民税非課税世帯等への助成及び事務費 ③6,000円×5,498世帯＝32,988,000円(県補助率1/2) ・事務費:3,369,000円(扶助費×10%×1/2県補助、上限3,900,000円) ・その他事務費(県補助対象外)1,684,000円 ※事務費には会計年度任用職員の人件費を含む 県補助金:18,143,000円 ④市内に住所を有する住民税非課税世帯等	R6.12	R7.3	対象となる世帯に対して助成 【目標値:6500世帯】	ホームページ、広報紙等	①灯油高騰に対する低所得世帯への支援は概ね達成できた。 ②支給率は、対象件数5,498世帯の89.3% ③支給対象外である施設入所及び入院している者以外については概ね支給が完了し、対象者からの申請後、迅速な支給が実施できたため、低所得世帯の家計援助の目的は達成できた。	①今後しばらくの間灯油価格の高騰が予想されることから、家計を圧迫している低所得世帯への援助対策が求められる。 ②今後も国交付金・県補助金等を活用した低所得世帯への支援を図る。
13	障害者支援施設等物価高騰対策事業	13,288	4,219	9,069	①物価高騰等の影響を受けている障害者支援施設等の負担軽減を図るため、食材料費及び光熱水費等の高騰分を助成した。※県との協調助成事業(県1/2、市1/2) ②対象施設への補助金 ③【食材料費】 ・入所系①(3食提供)@10,000円×5人＝50,000円 ・入所系②(2食提供)@6,600円×288人＝1,900,800円 ・通所系(1食提供)@3,300円×315人＝1,039,500円 ・運営期間11ヶ月以下通所系事業所 @3,300円×20人×6/12＝33,000円 @3,300円×20人×3/12＝16,500円 【光熱水費等】 ・入所系@13,000円×293人＝3,809,000円 ・通所系@9,000円×635人＝5,715,000円 ・運営期間11ヶ月以下通所系事業所 @9,000円×20人×8/12＝120,000円 @9,000円×20人×7/12＝105,000円 ・相談、訪問系@100,000円×5事業所＝500,000円 県補助金6,645千円 ④市内障害者支援施設等	R7.2	R7.3	対象となる市内障害者支援施設等に対して助成 【目標値:入所系(17施設)、通所系(35施設)、相談・訪問系(5事業所)】	事業所に通知送付	①物価高騰等の影響を受けている障害者支援施設等の食材料費及び光熱水費等の高騰分に対して助成し、負担軽減を図った。 ②入所・通所施設は定員数における精算額、訪問系施設は定額精算 ③物価高騰の影響を受けている障害者支援施設等に対して緊急的な支援を行うことにより、事業者の経営安定が図られた。	①物価高騰の影響を受けている障害者支援施設等に対し緊急的な支援を図ったが一時的な支援である。 ②現段階において実施予定なし ※今後国県等の動向事業者からの意向・協議により実施の可能性あり
14	介護保険施設等物価高騰対策事業	65,481	20,389	45,092	①物価高騰等の影響を受けている介護保険施設等の負担軽減を図るため、食材料費及び光熱水費等の高騰分を助成した。※県との協調助成事業(県1/2、市1/2) ②対象施設等への補助金 ③【食材料費】 ・入所系@10,000円×2,073人＝20,730,000円 ・通所系@3,300円×747人＝2,465,100円 【光熱水費等】 ・入所系@13,000円×2,073人＝26,949,000円 ・通所系@9,000円×919人＝8,271,000円 ・訪問系@100,000円×73事業所＝7,066,666円 県補助金:32,740,883円 ④市内介護保険施設等	R7.2	R7.3	対象となる市内介護保険施設等に対して助成 【目標値:入所系(66施設)、複合系(4施設)、通所系(44施設)、訪問・相談系(73事業所)】	事業所に通知送付	①物価高騰等の影響を受けている介護保険施設等の食材料費及び光熱水費等の高騰分に対して助成し、負担軽減を図った。 ②入所・通所施設は定員数における精算額、訪問系施設は定額精算 ③物価高騰の影響を受けている介護保険施設等に対して緊急的な支援を行うことにより、事業者の経営安定が図られた。	①物価高騰の影響を受けている介護保険施設等に対し緊急的な支援を図ったが一時的な支援である。 ②現段階において実施予定なし ※今後国県等の動向事業者からの意向・協議により実施の可能性あり
15	保育施設等物価高騰対策事業	7,832	2,350	5,482	①物価高騰等の影響を受けている保育施設等の負担軽減を図るため、食材料費の高騰分を助成した。※県との協調助成事業(県1/2、市1/2) ②対象施設等への補助金 ③対象利用児童一人当たり6,660円×令和6年10月初日における対象利用児童数:1,176人＝7,832,160円 県補助金3,916,080円 ④市内保育施設等	R7.2	R7.3	対象となる市内保育施設に対して助成 【目標値:29施設】	事業所に通知送付	①物価高騰等の影響を受けている保育施設等の食材料費の高騰分に対して助成し、負担軽減を図った。 ②【対象施設】私立保育所(20施設)、認定こども園(8施設)、認可外保育施設(1施設) ③物価高騰の影響を受けている保育施設に対して緊急的な支援を行うことにより、事業者の経営安定が図られた。	①物価高騰の影響を受けている保育施設に対し緊急的な支援を図ったが一時的な支援である。 ②現段階において実施予定なし ※今後国県等の動向事業者からの意向・協議により実施の可能性あり